

第 168 回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第168回入札監理小委員会
議事次第

日 時：平成23年5月27日（金）14:45～17:12

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 事業の評価（案）等の審議

- 海外移住資料館の管理・運営業務（（独）国際協力機構）
- 国際協力人材センターに係る業務（（独）国際協力機構）

2. 実施要項（案）の審議

- 国営公園運営維持管理業務（国土交通省）

3. 事業の評価（案）等の審議

- 消費動向調査（内閣府）

4. その他

<出席者>

（委員）

小林副主査、逢見副主査、加藤専門委員、廣松専門委員

（（独）国際協力機構）

<海外移住資料館の管理・運営業務>

中南米部 小林部長、横浜国際センター 米林課長

<国際協力人材センターに係る業務>

国際協力人材部 稲葉部長、竹内次長、江種課長

（国土交通省）

都市・地域整備局公園緑地・景観課 舟引課長、藤吉公園緑地事業調整官、
辻野課長補佐

（内閣府）

経済社会総合研究所景気統計部 増島部長、堤部長補佐、池本研究専門官

（事務局）

栗田参事官、後藤参事官

○小林副主査 それでは、ただいまから第 168 回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、独立行政法人国際協力機構の「海外移住資料館の管理・運營業務」、「国際人材協力人材センターに係る業務」、内閣府の「消費動向調査」の事業の評価（案）等について、国土交通省の「国営公園運営維持管理業務」の実施要項（案）についての審議を行います。

はじめに、「海外移住資料館の管理・運營業務」の実施状況及び事業の評価（案）の審議を行いたいと思います。

本事業につきましては、平成 21 年 3 月から平成 24 年 3 月までの 3 年 1 か月間の契約期間として、民間競争入札により事業を実施しているところですが、まずは、事業の実施状況について、独立行政法人国際協力機構中南米部小林部長より御説明をお願いしたいと思います。御説明は 10 分程度でお願いいたします。

○小林部長 はい、ありがとうございます。

日本からの海外移住の歴史は 150 年近くになりまして、昨年の外務省の推計では、世界に日系人の数は 300 万人を超えるという状況になっております。私どもの横浜の海外移住資料館は、サンフランシスコ、それから、サンパウロにそういった施設がございますが、国内で唯一とは申しませんが、その中心を占める機能を担っていると思っております。

御指摘のように、3 年間の市場化テストの中で、平成 22 年度海外移住資料館の業務を鋭意行っておりまして、具体的な実績とその評価につきましては、担当課長の米林から御説明をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○米林課長 国際協力機構横浜国際センター米林と申します。よろしくをお願いいたします。

それでは、評価結果の詳細について説明をさせていただきます。

契約内容につきましては、先ほど御説明のあったとおりですので、割愛をさせていただきます。

今回の入札に当たって、「確保されるべき質の達成状況」で 3 つの項目を掲げております。「入館者数」「教育プログラム受講者数」「海外移住資料館のホームページのアクセス数」ということになっております。

それでは、まず、結果といたしまして、「入館者数」から説明をさせていただきます。

契約期間 3 年間ではございますが、平成 21 年度、22 年度につきましては、入館者数、平成 21 年度は、目標値である 3 万人を大きく超える 39,000 人となっております。平成 22 年度につきましては、外的な要因により若干下回ったものの、おおむね良好な数字であったと評価をしております。

それから、「教育プログラム受講者数」につきましては、これは目標値が 1,894 人となっておりますが、21 年度 22 年度とも 2 倍以上の数値を達成しておりますので、この点、大きく評価をできる点だと考えております。

それから、ホームページにつきましては、目標値が約 11 万となっておりますが、それぞれ 16 万、それから、13 万ということで、これも目標値を達成しております。

続きまして、「運営・管理業務の実施状況」に移らせていただきます。

まず、情報照会数でございますが、平成 21・22 年度とも、たくさんの情報照会をいただいております。その中でも、単に一般の方だけではなく、教育機関、それから、大手マスコミ等から、番

組制作であったり、小説を作るに当たり、あるいは教科書作成といった点で、様々な照会、それから、資料貸出の依頼が来ております。この点から、海外移住あるいは日系人に関しましては、移住資料館の知名度が広がっているという点で評価をしております。

続きまして、アンケートの結果に移らせていただきます。

平成 21 年度、22 年度とも、満足度の割合でカウントをいたしまして、その結果、大半の方が、5 段階評価のうち「とても良い」「良い」を選択しておりますので、この点においても、適切な運営・管理がなされたと評価をしております。

それから、企画展示につきましては、特別展示、企画展示とも、契約で定められた回数を行ったこと、それから、内容につきましては、移住資料館として適切な内容のものが行われまして、実際に、特別展示、企画展示等を開催期間中は、1 か月の入館者数が平均より 1,000～2,000 人増加という月もあり、大きな成果があったと評価をしております。

それから、続きまして、移住関連資料の収集の数に移らせていただきます。

移住資料館の目的としましては、移住に関する知識を普及させることと、もう一つ、移住に関する資料を収集し、これを研究するという目的がございますので、この点において、21 年度 22 年度とも、入札の条件に基づき、委託事業者は適切に行ったということで、受入合計数が、21 年度が約 2,000、22 年度が 1,200 点、合計で 3,000 点の資料を収集したということになっております。

それから、情報検索システム数に移らせていただきます。これは、移住に関する情報をデータベース化をしておりますので、これも適切に毎年 800 件、600 件という形で行っておりますので、今データベース化が非常に進んでおります。移住資料館には、外部の教授の方がよく来られて、いろいろな調べ物をされていかれるのですが、このデータベースを使われて単語から索引をして、希望の資料をたどりあてて、貸出をしております。

それから、国内外の移住資料館との連携状況について説明をさせていただきます。

ホームページの中では、我々海外移住資料館だけでなく、移住をした先の国々それぞれで日系社会であったり、移住者によるネットワークがございますので、そういった方々がつくっているホームページとのリンクを張りまして、ネットワーク化を進めております。21 年度 22 年度とも、毎年 1～2 件の程度でそういった作業が完了しておりますので、この点においても、質は確保されたと評価をしております。

それから、トラブル・クレーム対応状況について説明をさせていただきます。トラブル・クレーム状況につきましては、アンケート等でも分析をしているのですが、21 年度 22 年度とも、特段のトラブル・クレームはございませんでした。ただ、委託事業者の方で対応ができないものに関しましては、即時に我々機構に報告がございまして、我々で対応をしております。この点において、機構との連携状況は非常にうまくいっていることと、そもそもトラブル・クレームがないような形で日々の運営・管理を委託事業者は行っておりますので、この点においても、契約どおりの事業が行われたと評価をしております。

それから、海外移住資料館関連資料の販売実績ということで、市場化テスト導入前は、物品の販売を行っておりませんでした。市場化テストをきっかけに資料館のグッズを販売いたしまして、こ

れまで、絵はがき、それから、携帯電話につけるストラップ、移住船の模型の販売を開始いたしました。ストラップに関しましては、昨年度から販売を開始しましたが、375本ということで、1日1本ずつ売れておりますので、一定の販売実績は確保できたものと考えております。

最後に、全体評価を説明させていただきますが、冒頭申し上げた3つの項目、入館者、教育プログラム受講者、それから、ホームページへのアクセスですが、平成22年度の入館者を除き、すべての項目については目標を達成しておりますので、おおむね質は確保できたと評価しております。22年度の入館者数が少なかった原因としては、海外移住資料館のすぐ近くがAPECの会場になりまして、3か月間、テレビのニュースでもかなりやりましたけれども、一般の方を含め相当の警戒、規制が行われました。うちの資料館の周りも、実は警察官のバラックが建って、地方から来られた警察官の宿泊所みたいな形になりまして、うちのセンター周辺に多く警官の方が泊まっておられて、毎日周辺の警備をしたりということで、そもそも一般客の方が遠のいていた期間であるということ。それから、直前1か月になりますと、今度は車両の立ち入りそのものも規制が始まりましたので、そういった意味で入館者数が減りました。それから、3月の大震災に伴いまして、我々センターそのものを閉館といたしました。入館者数で如実にあらわれているのですけれども、毎月少なくとも1,000人以上の入館者数を確保していたのですが、3月につきましては、1,000人を割り込んでおります。ですので、22年度の入館者につきましては、外的要因によるということで、試算をしたところ、そういったことがなければ3万人は超えていた可能性があります。したがって、全体として見れば、おおむね市場化テストの成果はあったと評価しております。

それから、最後ですが、実施経費の比較について説明をさせていただきます。

21年度22年度とも、約7,500万の契約額となっております。平成19年度と比較をした場合、約1割のコスト減となっている中で、先ほど申し上げましたとおり、3つの評価指標について、それぞれ目標を達成しておりますので、コストを抑えつつ質の確保はできたという点で、市場化テストの導入については、成果があったと評価しております。

以上でございます。ありがとうございました。

○小林副主査 ありがとうございました。

それでは、続きまして、同事業の評価(案)につきまして、内閣府より説明をお願いいたします。説明は5分程度でお願いいたします。

○公共サービス改革推進室 それでは、内閣府の評価(案)を御説明いたします。資料Aでございます。

事業の概要は、機構側の説明もございましたので、割愛させていただきます。

2ページの2の「受託事業者決定の経緯」ですが、入札参加者は2者ございました。この2者について総合評価を行い、財団法人海外日系人協会が落札事業者となっております。

評価につきましては、表に掲げておりますけれども、確保されるべき質として、入館者数、教育プログラム受講者数、ホームページアクセス数を設定しておりまして、おおむね目標を達成しておりますけれども、22年度入館者数は3万人に達しておりません。この理由としては、先ほども御説明がありましたけれども、APECの開催とか大震災等の外的要因が考えられるというところござ

いまして。これにつきましては、やむを得ない面があると思っております。

あと、それぞれ実施に当たって、「横浜開港 150 周年記念テーマイベント」との連携を図ったり、広報の強化とか、教育プログラム内容の充実など、創意工夫も見られるところがございます。その結果、ほかの目標については達成できたということで、全体としては、おおむね確保すべきサービスの質は達成できたものと評価しております。

それから、3 ページの(2)「管理・運營業務の実施状況」でございます。これも先ほど説明がございましたけれども、満足度調査におきましても、おおむね良好な結果が得られておりますし、従来から実施してきた内容とか水準などはほぼ確保できております。また、目標を設定している部分についても達成できておりますので、業務は適切に行われていると評価しております。

「実施経費」でございますが、5 ページの表をご覧いただきたいのですが、従来経費といたしまして、平成 19 年度は 81,832,000 円で、契約に基づく支払額ですが、21 年度は、インセンティブ支払分が含まれております。これは確保されるべき質として設定された 3 つの目標をすべて達成して、かつ、入館者数について目標値の 10% 超過を達成した場合は、インセンティブとして、契約金額当該年度分の 1% に相当する金額を支払っております。インセンティブ支払分を含めて、21 年度が 75,755,757 円、22 年度はインセンティブ支払分はなしですが、74,480,700 円で比較いたしますと、21 年度が約 608 万円、22 年度が約 735 万円ほどの経費が削減されているということでございます。

「評価のまとめ」でございますが、業務の実施に当たって確保されるべき達成目標として設定されました 3 つの点ですけれども、これは、22 年度の入館者数を除けば、すべて達成目標を上回る成果を上げております。22 年度の入館者数が目標を下回ったことにつきましては、大震災とか APEC の開催等、外的環境の影響が大きいと考えられるところで、全体的には、民間事業者が創意工夫を生かして、当該業務の実施に努めたということで、十分評価できるのではないかと考えております。また、実施経費につきましても、従来の実施に要した経費の約 92% に相当いたしまして、1 年間当たり約 670 万円の経費が削減されており、公共サービスの質の維持向上、経費の削減の双方の実現が達成されたのではないかと評価しております。

このため、次期事業におきましても、民間競争入札を実施することが適当と考えられるところで、民間競争入札の実施に当たりましては、受託実績のない民間事業者においても、企画書の提案が可能となるよう、十分に情報開示して、さらなる競争性の確保に努めるべきであるということと、また、機構の評価にもございましたけれども、施設の目的が、海外移住に関する知識の普及でございますので、リピーターだけでなく、新規関心層の確保も重要であると言及されていますように、入館者を増やすための提案とか、特別展示等の提案に対する配点を高めるなどの工夫も検討する必要があると考えております。

以上でございます。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました実施状況及び事業の評価(案)につきまして、御質問・御意見をお願いいたします。

○米林課長 すみません、1点だけちょっと補足をさせてもらってよろしいでしょうか。

平成 22 年度の入館者数でございますが、わかりやすいように、ちょっと具体例を挙げて述べさせていただきます。APEC 準備期間開催前の 8 月が 3,000 人おりました。開催の準備期間に入った 9 月に 2,700 人、10 月が 2,400 人、当該月である 11 月が 1,700 人となっております。それから、震災の月は 700 人となっております。それ以外の月はおおよそ 3,000 人程度というペースですので、3,000 人×12 か月ということで、3 万を超える計算になっておりますが、APEC 期間の 3 か月、それから、今年の 3 月のこの数値の合計からしますと、おおむね 3,000 人ぐらいの減少があったことが想定されます。

以上でございます。

○逢見副主査 22 年度の入館者数が、21 年度に比べて 13,000 人減っているということで、3 万人は行かなかったことが、今の説明でいくと、当該事業者の努力というよりは外的要因と理解した方がいいかなと思いますので、そういった点では、これは、23 年度にまた平時に戻れば挽回できるかなと思います。

委託している業務は、管理・運營業務ではあるのですが、「評価のまとめ」で指摘しているように、特別展示の提案、入館者を増やす提案ということで、海外移住に関する関心をより高く持ってもらうこともあると思いますので、ただ単に管理・運営を任せるということではなくて、こういった点についてよりよい提案があれば、積極的に評価して、それが全体として、入館者数なりアクセス数にプラスになって働けばいいのではないかと思いますので、検討をしていただきたいと思います。

私からは以上です。

○加藤専門委員 何点かあるのですが、まとめて質問をさせていただきます。

まず、入館者数の 21 年度 22 年度の人数の推移です。例えば 21 年度の 39,000 人強は、これは特殊要因で、「横浜開港 150 周年記念テーマイベント」のプラスの影響があったと。どのぐらいの影響があったのかなという人数を教えてくださいということ。これは概算でしようけれども。それに対して、22 年度、毎月 3,000 人相当で 3 万人はクリアできたのではないのかなという御発言がありました。21 年度のプラスの影響を除いた数値と、22 年度のマイナスの影響を加えた数値、推移は一体どうだったのかということを知りたい。これが第 1 点目でございます。

第 2 点目が、資料 A の 3 ページの表の一番上の(1)の「情報照会者数」で、21 年度の実績が 722 件、22 年度が 400 件と。これは大幅な減少と見れるのですが、これは、勿論、最初に申し上げた 21 年度のプラスの影響と 22 年度のマイナスの影響が要因していると思うのですが、それにしてもかなりの減少率だなど。2 ページの表に戻るのですが、例えば教育プログラムの受講者数ですと、逆に 22 年度は増えていらっしやると。これもどういう要因があったのかなと。その分析の結果を知りたいということ。

あと、ホームページアクセス数は、減少はしているのですが、減少率が、3 ページの情報照会者数の減少率に比べて小さいと。この要因ですね。この辺の増減の要因分析の結果を教えてください。

○米林課長 では、今、御質問があった4点について回答をさせていただきます。

まず、入館者につきましては、目標の達成指標を3万人としております。これは、海外移住資料館の開館が2002年で、その開館以降、年間平均3万人程度の人数が来ていることをベースにしているものでございます。平成21年度は、移住資料館のすぐ横で開港150周年祭が行われて、地域全体に多くの人の出入りがあったということで、その時期に、平均3,000人の月が、5,000人、それから、4,000人とありましたので、その期間トータルで3,000人ぐらいのプラスがあったということが想定されます。

ただ、ちょっと正確に数値を測る手段がございませんので何とも言えないのですが、我々のシミュレーションでは、恐らく3,000人は開港150周年祭のプラスの影響があったのではないかと考えております。したがって、恐らく開港祭がない場合でも、3万人は超していたのではないかと予測しております。それから、平成22年度ですけれども、大体4月から8月まで2,000~3,000人の入館者数で推移をしておりました。APECの準備期間に入ると、2,700、2,400、それから、1,700ということで、平均値と比較して毎月500~1,000人の減があったということ。それから、年度最終月の3月が、震災の影響で、建物そのものをクローズいたしました。この月は、震災が起きる前までのカウントで700人のみ、すなわち2,300人の減があったと見ております。したがって、APEC期間の3,000、それから、大震災の月の2,300というところを足して、おおよそ5,000程度のマイナスがあったというシミュレーションが成り立ちます。したがって、22年度その要因がなければ、目標値は達成できたのではないかと考えております。

以上が1点目の質問でございます。

○加藤専門委員 今の点で、そうしますと、21年度は、特殊要因を除くと33,000~3,4000人ぐらいかなと。22年度は、特殊要因を除きますと31,000人ぐらいかなと。

○米林課長 そうですね。

○加藤専門委員 実質減っているということになるのですけれども、それは実質減っているというふうに見なすことができる要因はどのような要因なのでしょう。

○米林課長 そこは、我々、年間通してずっと開けておまして。かつ、例えばセミナーのように、何かこういうことをやりますよということで、お客さんが特定目的を持っていらっしゃる方ばかりではなくて、ぶらっと立ち寄られる方もいらっしゃる。そういう状況の中で、海外移住資料館が立地しているところは、みなとみらい地区の横の新港地区にあるのですが、山下公園とみなとみらいのちょうど真ん中に当たります。若者向けのショッピングセンターがありまして、ここの関係者などは、景気要因で、平成22年度は、お客様の数そのものが非常に減っているのではないかという話も聞いております。

景気要因によって人そのものが非常に減ったことと、もう一つは、開港祭だけではないのですが、いろいろなイベントそのものの数も景気によっていろいろな民間の方が出資をされなくなりましたので減っているというような話を聞いております。したがって、民間の方からのお話ですので、当然ある程度の客観的な指標に基づいたコメントだと我々は考えております。

○加藤専門委員 はい、了解しました。

○米林課長 それから、2点目の御質問で、照会数の減少ですが、我々は、この照会の内容に関しましては、数が評価の対象として考えるのではなく、質の部分だと考えております。内容は、照会をいただいた企業のノウハウの部分もございますので、細かくは言えないのですが、既に出ている部分で言えば、例えば池上彰さんの番組、それから、日テレの『バンキシャ!』、それから、昨年度TBSが開局50周年で5夜連続で、SMAPの草彅さんを起用した『99年の愛～Japanese Americans』という番組がございました。橋田寿賀子さんが脚本を手がけたものでございます。これにつきましては、我々、海外移住資料館に、事前に資料貸出依頼、それから、我々の方で一部監修をさせていただいております。ですから、移住、日系人のことならここに聞けということで照会が来ておりますので、質については年々高まっているのではないかと考えております。

それから、有名なところでは、THE BOOMという音楽のバンドがございまして、代表曲の一つに『島唄』があるのでありますが、そのボーカルの方は、コンサートをやる際に資料館から「笠戸丸」という移住の船の写真を借りて、それをコンサートに掲げております。なぜかといいますと、移住はそもそも日本の昔の世相、社会経済状況を反映した我々の生活に身近な事象であったということや、当時、移住先で苦労された方に思いを寄せているということで、貸出依頼がございます。

それから、この間は、ちょっと前に話題になりました超高齢者というのがありましたね。100歳を超えた方が戸籍上何名もいらっしゃるということで、その話題が出たすぐに、日テレの『バンキシャ!』から、「移住が原因ではないか」ということで取材がありました。

それから、企画展示等をやる際に、NHKからは取材をいただきまして。移住となると、今は中南米がパッと思い浮かぶのですが、そもそもの移住はアメリカ・ハワイですね。ハワイが当時アメリカではなく、ハワイ王国だった頃に、中国地方から、当時経済状況が非常に厳しかったので、広島から沖縄から多くの方が移民をされたということで、ハワイに関しても、相当照会があります。実際に、ハワイの州政府観光局から、うちに資料を貸してくれと。

したがいまして、質に関しては、年々高まっていると言えらと思います。

以上が、2点目の回答になります。

○加藤専門委員 はい、ありがとうございます。

○米林課長 3点目ですが、教育プログラムの受講者数につきましては、実は、教育委員会に、我々が提供できる教育プログラムを広報してございまして、それから、学校の先生向けの新聞がございまして、そこにも広告を載せております。そういったところはもともと教育目的の新聞でございますので、その成果もあり、神奈川県内の学校だけでなく、修学旅行の際にということでオファーをいただいております。

その中でも特徴的なのが、学校だけではなくて、旅行会社からもオファーが来ます。大手のところですね。なぜかという、修学旅行で海外へ行く、例えばハワイに行く、アメリカに行く。最近海外が多いものですから、そういうときの修学旅行の事前学習の場としてオファーを受けております。そういった評価が年々高まりつつありますので、数の方は逆に増えているのだということが言えようかと思っております。教育プログラムですので、景気等の要因については、影響は少ないと思われま。

○加藤専門委員 はい、わかりました。

○米林課長 4点目のホームページのアクセス数ですが、これは若干減ってはいるのですけれども、その要因については、なかなか分析が難しく、明確な回答はできかねます。ここはまだ分析が終わっておりませんので、申しわけございませんが、明確な回答は控えさせていただきます。

○加藤専門委員 必要に応じて分析すべきかなと思います。

○米林課長 はい、かしこまりました。

○加藤専門委員 もう一点よろしいですか。クレームの件数がどこにも表示されてないのですけれども、実際には、クレームの件数、あと、その内容、及びその対応策と実行の状況などはウォッチされていると思うのですが、参考までにそこら辺も教えていただければ有り難いです。

○米林課長 アンケート結果につきましては、ここに記載させていただいているとおりで、毎月アンケートの結果、それから、直接受付の方に言われたクレーム内容については、記録をすべて残しております。ただ、主立ったクレームが、資料館が暗いとか、字が小さくて読みづらいとか、そのような内容です。あるいは、それ以外ですと、資料館のクレームというか、JICA に対するクレームであったりしますので、我々が考える範囲で、明確に資料館の運営方法、それから、質・サービスに関するクレームはなかったと評価をしております。

一応クレーム結果につきましては、委託事業者、それから、我々機構が、必ず毎月すべてのクレーム結果を洗い出しまして、そこで何らか、例えば展示の中で年号が間違っていたとか、たまにそういうことがあるのですけれども、すぐその場で改善策をとっております。

○加藤専門委員 わかりました。

私から、最後に、5ページの上の表の※のところですが、1行目の「かつ」の後ですね。「入館者数について目標値の10%の云々」とありますが、インセンティブとして22年度は「なし」ということで、これは単純計算で言うと「なし」ということだと思いますが、これは実質的には、先ほど御説明なされた内容のマイナス要因もありますので、マイナス影響による結果の数値を考えますと、目標値の3万人は超えていたのかなというふうにとらえることができますので、実質的にはインセンティブの支払対象になるという検討がなされても然るべきかなと私は思うのですが、その何か方向性みたいなものをお聞かせください。

○米林課長 資料館の場合は、常にオープンになっている状況でございます。繰り返しになりますが、例えば特定のセミナーを開いた場合に、特定の目的を持った人が、きちんとその目的を達成するために来るといった性質のものとは大きく異なります。この点において、私の方で外的要因として挙げましたけれども、100%客観的にそれを証明できるかといった場合に、やはり一部難しい部分がございます。この点において、見かけ上の数字で目標値を達成していないという状況でございますので、今年度に関してはインセンティブ対象とはいたしませんでした。ただ、最後の3月の震災については、物理的に館そのものを閉館いたしましたので、この期間が長く続けば、確かにインセンティブ支払対象とすることも検討できたかもしれません。

○加藤専門委員 検討すべきというふうには私は考えるのですけれども、例えば計算方法の検討とか、オール・オア・ナッシングではなくて、こういう特殊要因によった場合のインセンティブの計算方

法の柔軟な取扱いとか、それも含めて検討をすべきかなというふうに私は考えております。

○米林課長 はい。

○小林副主査 今回の加藤委員の御指摘ですけれども、いろいろな要因があって入館者数が増減することが明らかに今回なったのですね。それが 21 年度では、開港 150 周年記念テーマイベントがありましたし、22 年は御指摘のとおりのことがあったということで、先ほど、教育プログラム受講者数で、これは、この資料館のミッションにかかわっているところで、パフォーマンスをどこで見るとかというところを検討すべきだと思うのですね。だから、入館者数で単純に見るというよりは、もう少し努力に結びついたパフォーマンスといったところでインセンティブを設定していく必要があるのかなと感じましたので、その点は、今後、インセンティブ設定についていろいろ検討すべきではないかとは思っています。

例えば英国のスコットランド博物館とかは、やはり教育プログラムなんですね。だから、スコットランドの歴史・文化について啓蒙することがミッションになっているので、その場合には、地域の小学校の校長先生に、課外授業、授業で使ってもらって、また、それをリピートしましたかとか、教育効果はどうでしたかみたいなことを、NAO という会計検査院がパフォーマンスの評価をしているのですよ。だから、そういうのは非常に運営努力と非常に密接に結びついて効果が出るというところなので、いろいろな外的要因によって数字が左右されるところではなくて、別のところでその努力を見ていくというようなことが必要でありましょうし。ある意味、反射的に入館者数が増えましたということも非常に重要だとは思っていますね。だから、いろいろなことの結果として入館者数が増えましたという、そういう位置づけになってくるのではないかと、今お話を聞きながら思いましたので、その辺は非常に重要なパフォーマンスの測定基準といいますか、インセンティブの設定基準の検討課題があるのかなと思いました。

○米林課長 次回に向けて、検討をさせていただきます。

○小林副主査 それでは、「海外移住資料館の管理・運営業務」の事業の評価（案）等についての審議は、これまでとさせていただきますかと思っております。

事務局から、何か確認すべきことはありますか。

○公共サービス改革推進室 特にございませぬ。

○小林副主査 それでは、今日は、運営の改善に向けて非常にいい議論ができたと思っておりますので、これからも、国際協力機構とさらに協議を行っていただいで、小委員会に御報告いただくようお願いしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、本件につきましては、今後、私の方で調整を進めさせていただきます。本日はありがとうございました。

((独) 国際協力機構 担当者入れ替え)

○小林副主査 それでは、続きまして、「国際協力人材センターに係る業務」の実施状況及び事業の評価（案）の審議を行いたいと思っております。

本事業につきましては、平成 21 年 3 月から平成 24 年 3 月までの 3 年 1 か月間の契約期間として、民間競争入札により事業を実施しているところですが、まずは、事業の実施状況について、独立行

政法人国際協力機構国際協力人材部稲葉部長より御説明をお願いしたいと思います。

なお、御説明は10分程度でお願いいたします。

○稲葉部長 ありがとうございます。国際協力人材部の稲葉と申します。どうかよろしく申し上げます。

国際協力人材センターでございますけれども、国際協力の活躍を目指す個人の方々並びに国際協力人材を求める企業・法人並びに団体を結びつけることを目的として、双方に役立つさまざまな情報をお届けする情報サイト「PARTNER」の運営・管理並びにオールジャパンの国際協力人材の養成確保を目的としましたキャリア相談業務並びにキャリアセミナーの実施等を目的といたしまして、2003年、平成15年4月に、当時の国際協力事業団に設置されたものでございます。

本日御審議いただきます「国際協力人材センターに係る業務委託」でございますけれども、これは平成20年度に市場化テスト対象案件として選定されました。その折り、ここの先生方におかれましては、実施要項（案）の検討をはじめまして、審議の過程で貴重な御意見をいただきまして、大変ありがとうございます。改めて御礼申し上げたいと思います。

今般、契約期間3年のうち2年が経過いたしました。そのため、実施要項に従いまして事業の評価をお願いするわけでございますけれども、事業の実施に当たり確保されるべき質として設定されました指標に関しまして、数値目標並びにアンケート項目ともおおむね達成いたしております。後ほど、詳細を御説明いたしますけれども、経費に関しましても、総合評価落札方式の導入によりまして、平成20年度に比べまして、約10%程度の節減を達成しております。その観点で、本時点におきましては、市場化テストの目的は一定の成果を達成していると考えております。他方で、市場化テストの重要な趣旨の1つでございます民間事業者の創意工夫に基づく事業の改善、並びに新規取組に係る提案の実施につきましても、一定の成果はあると認識しておりますが、他方で、改善の余地はまだあると考えております。本日の審議におきまして、成果・課題について御議論をいただくと同時に、今日いただきました御意見につきましては、新たな契約に向けての実施要項に反映させていただければと思っておりますので、どうかよろしく申し上げます。

では、詳細につきましては、担当課長の江種から紹介させていただきます。

○江種課長 それでは早速、私の方から、実績評価の詳細についてお話しさせていただきます。お手元の資料に基づいて説明させていただきます。

事業の概要につきましては、先ほど稲葉から説明がありましたとおり、「PARTNER」の運営・管理、それから、キャリア相談業務、キャリアセミナー、これが3本柱となっております。この3本柱に基づきまして、それぞれ説明をさせていただきます。

まずは、「事業の実施状況、確保されるべき質の達成状況」についてですが、「PARTNER」の管理・運營業務に関しましては、表1に示されているように、8つの指標がありますが、主にご覧の中で、時間も限られておりますので、主力業務となっております新規人材登録者の数、それから、情報掲載件数、この点についてまずはお話しさせていただきます。

新規人材登録者につきましては、21年度から本市場化テストが始まったのですが、20年度と比較して順調に伸びております。目標数値が1,200名で、インセンティブに向けての目標値はさらに

10%上乗せしたが1,320人ですが、21年度、22年度を通して1,642人、1,570人と目標値、インセンティブ双方を上回る数字を記録しておりますので、人材登録者の確保については問題がなかったと思っております。

それから、2点目の情報掲載件数ですが、こちらは求人情報と研修・セミナー情報で構成されており、こちらに関しましても、21年度の目標数値2,678、22年度に関しては2,729ですが、こちらもインセンティブを含めて目標数値を上回っております。21年度から22年度にかけて、情報掲載件数が、インセンティブの目標数値は上回っておりますが、ここに落ち込みがあるのは、御説明させていただきますと、情報掲載件数のうち求人情報数につきましては、国際協力機構（JICA）の求人件数が全体の7割近くを占めており、予算の節減もありまして、22年度は800件ほどJICAの求人数が減ってしまいましたので、こちらの方が影響しております。ただ一方で、NGO、NPOあるいは開発コンサルタントの求人件数については伸びております。

次のページにまいりまして、今のが数値的な面での評価ですが、質に関するところで、登録団体のアンケートを毎年第4四半期に行っておりまして、こちらのアンケートは、全団体、500～600団体になるのですが、4段階の評価で、上から「満足」「おおむね満足」、この2つを70%以上記録することという目標数値があるのですが、21年度22年度にかけて、それぞれ88%、90%ということで、こちらも大きく上回っております。ただ一方で、アンケートの回収率の指標もありまして、こちらは20%ですが、21年度に関しては17%にとどまりましたので、ここの1点だけ未達成であったため、21年度に関しましては、インセンティブを支払うことができなかったという結果になっております。そうは言いましても、20%近い回収率であり、70%を上回る数値は目標値を十分超えております。

それから、2本目の柱でありますキャリア相談業務ですが、こちらの方は、JICAの方針もありまして、メール相談、対面相談、2つあるのですが、効果の面から考えて、対面相談の方を強化していく方針を打ち出しておりまして、それに基づいて数値は、199、221と増えております。対面相談を強化していく理由としては、メール相談はEメールで手軽に出来る関係もありまして、少し真摯さに欠けた質問とか、あるいは漠然とした質問が多くて、対面に比べると効果が薄いのではないかと考えております。こういったキャリア相談の質的な面での評価は、アンケートで確認をしているのですが、こちらの方も目標値としては、回収率が80%以上で、なおかつ、先ほどと同じように、4段階評価の上から2段階である必要な情報・アドバイスが「得られた」「ある程度得られた」こちらの評価ではかなり高い数字を、21年度、22年度、92%、97%と目標値を大きく上回っております。キャリア相談員が1名勤務しておりますが、非常に懇切・丁寧に行っておりますので、この辺、特に高い評価をいただいております。

それから、次のページ、4ページにまいりまして、3本目の柱になりますキャリアセミナー、イベントの実施に当たるのですが、こちらの方は2種類ありまして、まずは、国際協力人材セミナーは、個人向けのセミナーになるのですが、既に即戦力としてスキルを持った方とか、これから国際協力に参加したいという方を対象にしておりまして、東京1回と地方に2回という形で年間3回実施しております。目標の人数に関しては、東京では130名、地方では40名という設定ですが、こ

ちらの方も、21年度、22年度ともに目標数値をクリアしております。こちらの方は、すべてセミナーにおいては目標数値を上回っております。特に早い時期からの広報の実施が効果を生んだと思われれます。

もう一点、これは評価の対象には入ってないのですが、団体セミナー。こちらでも登録団体向けにやっているのですが、こちらの方は特に受託事業者の発意で、平成22年度においては、通常1回行う予定だったのですが、登録団体の強いニーズを把握しまして、2回にわたって実施しまして、それぞれ66名、86名と、こちらでも盛況のうちに開催することができました。

こういったキャリアセミナーの質に関する評価のところですが、こちらの方は、アンケート結果に出ています。4段階で上から2つ「満足」「おおむね満足」の結果を確認していきますと、目標数値、イベント全般について「よかった」「非常によかった」が75%以上で、回収率は60%以上ですが、これも、21年度、22年度ともに大きく上回っております。特に、昨年度開催しました神戸でのセミナーに関しましては、首都圏で実施する場合に比較しても大きく上回る230名という今までにない多くの参加者を得ることが出来ました。アンケートの回収率も81%に及びまして、満足したのも97.8%という非常に高い数値を得ました。こちらの方は、特に民間事業者による前広な広報効果とか、新聞、雑誌を利用したパブリシティ、関連団体や大学に前広にコンタクトしたのが非常に良かったと考えております。

トラブル・クレームに関しましては、特段大きなクレームは見受けられませんでしたので、受託事業者で即時対応できるものは対応していただきましたし、あるいは対応できないものに関しては、JICAの方と相談をしながら対応をしてきました。

こういったことに基づきまして、自己評価に移らせていただくのですが、冒頭こちらから指摘もさせていただきましたが、市場化テストの最も重要な趣旨の1つであります民間事業者の創意工夫による「PARTNER」のサービスの改善に関しては、一定の提案がなされまして、実行されたと考えています。特に、業務が軌道に乗った2年目に関しましては、受託事業者からいろいろな提案が出てきて、キャリア相談グループの形成とか、あるいは、トップページのデザインの全面刷新とか、さらには、最近でしたら、震災直後に、震災関連の求人とか支援情報等のプレスリリースをまとめた特設ページを開設しまして、団体の震災支援活動を支援するという形で、たとえば特に求人情報などを即日掲載しましたので、非常に感謝された経緯があります。一方で、JICAからも提案をしまして、受託事業者と調整して実施した業務もあります。

次の7ページですが、実施経費の面におきまして、3年間、約1億6,800万円で契約をいたしましたので、3年間頭割りをしますと、5,600万円程度になるのですが、インセンティブを含めまして、支払経費に関しましては、平成20年度市場化テスト前と比較して、21年度、22年度はそれぞれ10%、12%は節減が可能になりました。

最後に、まとめのところですが、本件に関しましては、数値目標、質にかかわる目標ともに、おおむね達成することができたと考えておりますので、質・量ともに、目標には達成できたと考えております。一方で、創意工夫に関しましては、民間事業者がいろいろな提案をしてくれた一方で、21年度の初年度では、実施体制が1年目まだ慣れておりませんでしたので、少し業務が遅れぎみに

なりまして、セミナーなどが第4四半期に集中してしまいましたので、その辺は改善の必要があったと考えております。

それから、今後の方針になるのですが、これは、今年度終了しまして、次期、また3か年の契約になるのかと思いますが、その際は、今回の市場化テストの結果を得まして、より一層の業務の効率化と、さらには、経費の節減を目指して、現在ウェブサイトである「PARTNER」のシステムの再構築が必要になりまして、準備を進めているところです。可能な範囲で、業務だけではなく、そういったシステムの面もとりいれて一体的な契約の仕方ができないか、今検討をしております。これによって経費の節減、それから、業務の効率化も可能であると考えております。

駆け足ですが、以上で説明を終了させていただきます。

○小林副主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について、内閣府より説明をお願いいたします。説明は5分程度でお願いいたします。

○公共サービス改革推進室 内閣府の評価案につきましては、資料のBをご覧ください。国際協力人材センターに係る業務委託の評価についての（案）でございます。事業の概要につきましては、機構から御説明がございましたので、割愛させていただきます。

続きまして、2ページをご覧ください。「業務にあたり確保されるべき質」につきましては、御案内のとおり、それぞれ「PARTNER」の登録団体に対する満足度調査、キャリア相談（面談）の相談アンケート調査、「PARTNER」に掲載される求人及び研修・セミナー情報掲載件数の増加、新規人材登録者数の確保、国際協力機構国際協力人材センターが主催するセミナーの参加者及び満足度等が設定されている状況でございます。

2番目としまして、本受託事業者が決定される経緯でございますけれども、本受託事業につきましては、入札参加者は1者でございました。平成21年12月25日に開札したところ、この事業者が予定価格の範囲内で行われました。

続きまして、3ページでございます。こちらの方は実施状況に係る評価でございます。御説明がございましたけれども、登録団体のアンケート調査の結果につきましては、21年、22年とも、目標値である7割を大きく上回っており、満足度は非常に高いという状況でございます。ただ1点、アンケートの回収率については、21年度が20%を下回ったという状況でございます。

評価につきましては、21年度の回収率の目標値は下回ったというところはございますけれども、満足度調査につきましては、目標値を大きく上回っているということで、確保されるべき質は達成できたものとして評価しております。

なお、受託事業者が創意工夫ということで、登録団体のニーズを踏まえた新規コンテンツの開発、トップページの全面刷新を御提案されており、そういった創意工夫も利用者の満足度の向上につながっていると考えております。

続きまして、4ページをおめくりいただきますと、「キャリア相談（面談）アンケート調査の結果」でございますけれども、こちらの方の満足度につきましても、8割の目標値を大きく上回って90%を超えているという状況でございます。回収率についても9割ということで、両方とも達成し

ているという状況でございます。

受託事業者の提案の状況でございますけれども、外部有識者によるキャリア相談グループといった形成も見られておりますし、実施要項には、定例相談ということで、週1回以上キャリア相談デーを設けるとされておりますが、これに加え、土曜、平日夜間という対面相談の機会を増やしていただいているということ、そういった一連の取組が、相談者のさらなる高さに結びついているのかなというふうに考えております。

それ以外の実施状況でございますけれども、「ウ」以降の4ページの下の方から、「PARTNER」に掲載する求人、セミナーの情報掲載件数、5ページに行きまして、新規人材登録者の確保、国際協力人材セミナーのセミナーアンケート結果、参加者、すべて目標値を上回っているという状況でございますので、良好な状況がうかがえるということでございます。

なお、地方開催の第2回目の平成22年度でございますが、こちらの方は、沖縄で開催する予定でございましたけれども、震災の影響で、延期ということで、この延期した分は23年度に開催すると伺っております。

以上の評価でございますが、6ページをご覧ください。求人情報、セミナー等の情報掲載件数、それから、新規人材登録者数、セミナーの実施結果につきましては、目標値を達成しているということで、評価できるということにしております。

さらに、ここで行われた受託事業者の提案としましては、国際協力のすそ野を広げる意味で、外部団体向けの「PARTNER」の周知活動も行われておりまして、御案内のとおり、登録団体も拡大しているという状況でございます。こういった登録団体の増加が相乗効果により、求人・セミナーの情報掲載件数の増加につながっていると考えておりまして、こういった創意工夫も非常に高く評価できると考えております。

それから、実施経費でございますけれども、下の方に表がございます。従来経費、平成20年度が63,707,941円でございますが、これに対して、21年度、22年度の比較がこちらの表になってございます。21年度につきましては、従来経費に比較しまして、764万程度の経費の節減、それから、22年度につきましては、インセンティブが発生しておりまして、これを加えて比較した場合ですと、652万円の従来の経費からの経費節減ということで、双方とも経費節減できていると評価しております。

それから、6ページ「評価のまとめ」でございますけれども、「PARTNER」の利用満足度、キャリア相談の満足度、求人情報セミナーの情報掲載件数等の目標値については上回っており、目標は達成できたものと評価しております。また、実施経費についても、同様に経費節減が図られているということで評価しております。

そういうことも踏まえまして、次期事業につきましては、7ページに留意点を記載させていただいております。(1)ですけれども、機構の方からも御案内があったと思っておりますけれども、実施要項等に定める基本的な事業は確実に達成された上で、受託事業者の提案に基づく業務については、事業が軌道に乗った2年目に割と集中していることもございまして、これを円滑に計画的に促していくという工夫も必要と考えております。その意味で、①として、実施要項及び契約書に、年間業

務スケジュールの策定を求めていくこと。②として、確保されるべき質に、スケジュールに沿った確実な業務の遂行を求めること、③として受託実績がない事業者でも企画提案が可能になるように、情報開示を十分行うこと。④として、受託事業開始直後は、事業が軌道に乗るまではなかなか大変ですので、そこは実施者側もモニタリングを通じ適時助言していくことが必要と考えております。

それから（２）ですけれども、本事業につきましては、一者応札という状況でございまして、これは業務の効率化、経費節減、質の向上をあわせて、競争環境の確保を同時に追求していくことも考えております。国際協力機構におきまして、本事業に応札しなかった事業者からもヒアリングを行っているということでございまして、次期事業につきましては、新規参入の障壁と見られる業務について、一部見直しを検討されているということでございます。内閣府としては、競争性確保の観点からも、こういった見直しについては妥当と考えており、そういった方策も進めることが必要であるというふうにまとめております。

以上でございます。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価（案）につきまして、御質問・御意見をお願いいたします。

○逢見副主査 「今後の方針」のところ、PARTNERシステムの再構築を準備しているということで、それを業務面のみならず、システム両面から最も適切な方法を選択して、円滑かつ効率的な契約内容とするということは、次期契約では、今までは、業務の運営的なものだったのですが、システムを含めて委託しようとしているのか。あるいは、業務とシステムは分けて委託しようとしているのか、どういうふうに考えておられるのですか。

○江種課長 結論から言いますと、今考えているのは、今回の市場化テストでは、業務だけを委託したのですが、一方で、「PARTNER」はウェブサイト上でのサービスですので、システムの維持管理がどうしても必要ですので、そちらの方も業務と一体的にやることによってより一層効率的な運営ができると考えております。例えば、キャリア相談員を除き、業務を現在5名でやっているのですが、1名システムエンジニアの方が入っているのですが、これをシステムと一体化することによって、まず、この1人の人件費が削減されるとか、あるいは、それぞれシステム会社からも四半期ごとの報告をいただいたり、業務からも四半期ごとの報告をいただいて、いつもそれに対してコメントをしたり修正をしたりしているのですが、そういうのも今度は一体的にできます。もっと言えば、サービスの向上のために、業務としてはこうやりたいけれども、システムの方がついていけないといったこともありますので、あくまでシステムは業務を支えるといえますか、サービス向上のために動かなければならないので、その辺りのこともシステムを含めた包括的な契約であると一体的に動けるようになると考えております。いわゆる今こういった契約の仕方をビジネス・プロセス・アウトソーシングと呼んでいて、民間企業の間でも大分進められていますので、そういった観点も次の実施要項をつくる際に、アイデアとして出させていただければと考えております。

○逢見副主査 この業務の内容を見ると、「PARTNER」の適切な運営というか、これが相当パフォーマンスに影響するように思いますね。ですから、そういう意味ではシステムも工夫して、

使い勝手のいいものになっていけば、結果として、その利用状況もよくなっていくのではないかと
いう感じがします。

○江種課長 はい、ありがとうございます。

○逢見副主査 それから、もう一点、競争性の確保の中で、キャリア相談員を JICA 直営にする
ということを考えられているようですが、そうすると、キャリア相談業務そのものは委託範囲にして、
相談員は直営だと、そういうことになるわけですか。

○江種課長 直営にする経緯は、前回、一者応札だったということで、JICA としましても、これ
は問題だと認識しまして、関係の機関・団体にヒアリングをした結果、キャリア相談員は国際協力
業務を経験した人でないとなかなかアドバイスができないということで、一般の会社から見ると確
保が難しいということでした。それを直営にすることによって、多くの会社が参入できるのでは
ないかと考えた次第です。ただ一方で、相談業務ですので、面談をしたり、メールで相談をしたもの
に回答をする、その行為自体は JICA でやるのですが、実際にメールをシステム上で受け付けたり、
作成された回答を返信したり、キャリア相談の場所を設定をしたりというのは、あくまでも業務の
委託の範囲内で今度もやっていただこうと思っております。

○逢見副主査 その場合に、ちょっと懸念されるのは、キャリア相談のアンケートで満足度を測る
わけですが、相談員の懇切・丁寧な対応とか、あるいは具体的な情報提供が好評であったと
いうことで評価が高いと。これがもし JICA 直営の相談員になったときに、その人が仮に余り懇切・
丁寧ではなかったとって満足度が下がると、業者さんにとっては、自分のところで持っていない相
談員の対応のまずさのために、アンケートの評価が下がるという結果になるので、そこがちょっと
懸念される場所ではあるのですね。

○江種課長 そのこのところは、今度の確保されるべき質の目標値を設定する際にはやはり外すべき
と考えています。それは JICA 側の問題ですので、JICA の相談員のサービスがもし悪くて、受託
者にそれが影響することはあってはならないと思っております。

○逢見副主査 はい、わかりました。

私の方から以上です。

○小林副主査 加藤専門委員どうぞ。

○加藤専門委員 資料の 3 ページの上の表をご覧くださいまして、キャリア相談業務ですね。多く
の件数が 21 年度、22 年度実績で残されていまして、1 つの大きな要因としては、土曜キャリア相
談と平日夜間キャリア相談の回数を増やした。これは大きな要因であろうという分析をなされてい
ますが、実際に、全体に占める相談件数の割合は何件ぐらいだったのでしょうか。

ということと、もう一点、今のテーマに関連しまして、今度は、その下に書いてありますキャリ
ア相談のアンケート結果ですね。これは毎週木曜日開催の対面相談参加者にアンケート調査を行っ
たと書かれています。例えば土曜キャリア相談とか、平日夜間キャリア相談のアンケート結果など
は、行ったか行ってないのか、行った場合には結果はどうだったのでしょうか。

以上、2 点です。

○江種課長 1 点目の御質問は、相談件数の割合は、メールと対面の割合ではなくて、どういった

ものでしょうか。

○加藤専門委員 ごめんなさい。私の理解では、毎週木曜日開催の対面相談がもともとあって、それにプラスして、土曜日と平日夜間の相談業務を行ったというふうに理解したのですが、そうではないわけですね。

○江種課長 そうです。通常、木曜日終日やっているのですが、それプラス土曜、平日夜間とキャリアセミナーを利用して増やしておりますので。ここにある数値が、ちょっと下に小さく「セミナーにおけるキャリア相談を含む」ということですので、例えば平成 22 年度の 221 名がキャリア相談のすべての数を出してありまして、その下のアンケート結果の方にあります平成 22 年度の 146 名が木曜、平日夜間、土曜ということになります。ですから、この差が国際協力人材セミナーを実施したときに行った相談数になります。

○加藤専門委員 はい、わかりました。大きな効果が出ているということは、ここで読み取れるということですね。

○江種課長 はい。

○加藤専門委員 あと、アンケート結果については。

○江種課長 今回は、評価の対象があくまで通常木曜日のアンケートでした。土曜、平日夜間は、あくまでエクストラで提案してやっていただきました。勿論、各セミナーで実施していたり、土曜や夜間行ったりする際も、必ずアンケートはとっておりまして、ほとんど同じ数値を出してあります。

○加藤専門委員 はい、わかりました。

もう一点よろしいですか。地方のセミナーの開催ですね。4 ページの表で、22 年度の兵庫が 230 名で、先ほどお話しいただきましたが、その要因としては、説明にもありましたとおり、早期からの適切な広報実施とか、あるいは、参加者の共感を呼ぶ講師の人選とかありますが、一般的にはそういうことかなとよく理解できるのですが、これは何か特別な要因があって、強烈なインパクトがあって、これが急激に増えたのかなと、そういう印象を私は持っているのですが。といいますのは、ほかの今後のセミナー実施に当たって大きなノウハウになるものですから、中でも何か特別な要因があるのであれば教えていただきたい。

○江種課長 21 年度から 22 年度にかけて、やむを得ない理由で広報の担当者が交代しまして、この新しい広報の担当者は、民間事業で非常に経験豊富な方がいらっしゃいました。特に、これは関西圏ですけれども、マスコミ、いわゆる 4 大紙以外の地方の新聞社とか、あるいはそういった雑誌を出しているところとかに非常に強いパイプをお持ちの方が担当していただきましたので、早い時期から、そのパイプをフルに利用しまして、実際に新聞記事として出していただいたり、そういったところはかなり効果があったのではないかと思います。

○加藤専門委員 21 年度の例えば札幌・名古屋では、そういった動きはなかったのでしょうか。

○江種課長 名古屋の数値も、これは決して悪い数値ではなくて、ただ、札幌は第 2 四半期の 7 月に実施しまして、なかなか受託団体の体制が整っておりませんので、手探り状態でセミナーの開催も初めてでしたので、確かに前年の 20 年度と同じ JICE とはいいまして、メンバーがフルでか

わっておりますして、札幌では、正直言って、広報を含む実施体制がなかなか十分ではなかったということが言えると思います。

○加藤専門委員 はい、わかりました。

私の個人的な感想ですけれども、創意工夫がされたのだなということと、あとは、先ほどもお話が出ましたが、今後の方針として、入札参加者の数が複数になるための工夫を十分行っていただきたいなと思います。

以上です。

○江種課長 ありがとうございます。

○小林副主査 本事業につきましては、一者応札というところが非常に課題でありますので、複数者の競争が行われるように、そういう工夫をしていただきたいと思います。

それでは、国際協力人材センターに係る業務の事業の評価（案）等についての審議は、これまでといたします。

事務局から、何か確認することはありますか。

○公共サービス改革推進室 ございません。

○小林副主査 それでは、内閣府におかれましては、この結果を踏まえまして、これからの事業推進に向けて協議を行っていただきたいと思います。

本件に関しましての監理委員会への報告等については、私に一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○逢見副主査 はい。

○加藤専門委員 はい。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、本件に関しては、今後、私の方で調整を進めさせていただきます。

本日はありがとうございました。

（（独）国際協力機構退室、国土交通省入室）

○小林副主査 続きまして、「国営公園運営維持管理業務」の実施要項（案）の審議を行いたいと思います。

本日は、国土交通省都市・地域整備局公園緑地景観課舟引課長に御出席いただいておりますので、前回の審議等を踏まえて、実施要項（案）の修正点等について御説明をお願いしたいと思います。御説明は15分程度でお願いいたします。

○舟引課長 国土交通省都市・地域整備局公園緑地景観課長舟引でございます。5月16日付で人事異動がありまして、前任から引き継いでおります。よろしく申し上げます。資料は担当から説明をさせますので、よろしく申し上げます。

○辻野課長補佐 それでは、説明いたします。

まず、資料の説明の前に、パブコメの実施状況を、簡単ですが、口頭で御報告させていただきます。

先月4月22日に小委員会が行われまして、審議いただいた要項（案）によって、パブコメを4

月 26 日から 5 月 16 日 3 週間 5 公園同時に行いました。その結果、45 の個人・団体から 278 件の意見をいただいているところでございます。

主な意見としては、委託費の精算方法に関する意見、業務責任者の変更の条件に関する意見、契約期間に関する意見、提出書類のボリュームに関する意見、企画提案の項目に関する意見、このほか、質問解釈の確認等に関する意見を多数いただきまして。趣旨の明確化などでこれに対応したいと考えております。

今回、パブコメの意見は 5 公園分で、多数にわたっております。この 5 公園のうち、幅広く意見のあった武蔵丘陵森林公園を例に、対応状況について、主に要項等の修正を伴うものを中心に説明したいと思います。

なお、要項の修正を伴う事項は、基本的に、全公園共通でございますので、他公園の対応状況の説明については割愛させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

それでは、資料として、武蔵丘陵森林公園の要項と、資料 C-3 の意見と対応の考え方、もう一つは、別紙・別添の修正箇所【抜粋】という資料をお手元に御用意いただくと幸いです。よろしいでしょうか。

それでは、武蔵丘陵森林公園の意見に対する対応のペーパーをベースに、要項のどこを直したか、あるいは、国交省としての考えはどうかというのを中心に説明します。

それでは、武蔵丘陵森林公園に対する意見は 6 ページ分ありますが、1/6 ページをお願いいたします。

まず 4 番でございます。意見は、「収益施設にかかる利用料金の設定について、収益施設全体のバランスまでかんがみる必要があるのか」。武蔵丘陵森林公園の要項の 8 ページをお願いいたします。8 ページの一番下から 2 行目です。「収益施設全体のバランスをかんがみながら、市場価格に準じて定める」と当初記載していたのですが、この趣旨が不明であるとの意見です。我々としては、ここに加筆していますが、収支のバランスを見ながら、基本的には事業者の裁量をもって市場価格でやっていただきたいという趣旨だったのですが、その趣旨が少し明確でなかったということで、「収支の」を加筆させていただいているところでございます。

それでは、続きまして、意見の 7 番、8 番でございます。こちらは、企画提案の公園利用者数の確保と公園利用者数の増加の内容が重複するのでまとめたほうがいいのではないかとということで、要項の 11 ページをお願いいたします。企画提案は、今回、5 公園共通項目として 12 項目ございました。そのうち上 2 つが利用者数関係だったのですが、利用者数を、いかに確保し、いかに年々増加させるかという提案をしてもらおうと思ったのですが、①番だけで足りるのではないかとという趣旨で意見がございました。我々としても、応募者の負担が軽減するのはいいのではないかとという趣旨もありまして、②番を削除しまして、①番だけで利用者数の確保と増加をどう提案するかということで確認したいと思います。

それから、続きまして、意見ですが、9 番、10 番、次のページの 11 番、13 番にまたがるものでございます。こちらの意見は、総合評価方式ですが、完了報告の際に、精算報告書が必要となっておりますが、要らないのではないかと。その下に、民間参入のインセンティブとして、委託費の確定額

としてどうかということ、これは要項の 13 ページでございます。c)「各年度の委託費の確定額は、業務に要した経費の実費額と各年度の委託費の支払の限度額のいずれか低い額とする」という記述に対する意見でございます。こちらは、前回の小委員会でも説明いたしましたが、目標とする満足度を即金額に換算するのがなかなか難しい部分があることと、出来高に応じて国費の適正な支出について最終的に会計検査院にチェックを受ける構造になっていることなどから、今回は、委託費について精算するという方式をとらせていただきたいと考えております。以上が、9、10、11、13 番に関する意見の国交省としての見解でございます。

続きまして、意見の 2/6 をお願いします。番号 15 番でございます。消耗品に関する事業者の負担の割合が明確でないという意見でございます。これは、要項の 14 ページをお願いいたします。要項の 14 ページの 1.3.6 の(1)「消耗品」でございます。ここで、国土交通省が支給する以外の付属品・消耗品は全額事業者負担、それから、関東地方整備局から支給した物品の損害は事業者の負担としており、表現があいまいだったということで、今回、関東地方整備局が支給する以外の消耗品・付属品は支給しない。逆に言うと、委託費等で消耗品等を用意していただくということ。それから、関東地方整備局から支給したもので壊したものは、原状復旧を事業者の負担で行っていただくということで、書き分けさせていただいております。これが番号 15 番の御意見対応でございます。

それから、16 番、18 番の意見。これは地方整備局の指示による開園日時の変更に伴う経費の増減負担を明確にすべき。こちらは、武蔵の要項の 16 ページをお願いいたします。これは責任分担の表でございまして。その中段からやや下の方に「不可抗力」という項目がございます。ここの記載は、大規模な自然災害等が起きた場合の施設の損壊は、国の負担で行うということが書いてあるのですが、いわゆる運営維持管理業務の管理経費の負担増減の明記がないのではないかとということで、その辺の趣旨をもう少し明確にするということで、※のところでございますが、不可抗力により使用中止又は臨時閉園する場合には、対応は協議をします。つまり、運営維持管理業務の経費の負担増減については、個別に協議をさせていただくということで、明記をさせていただいております。

それから、意見の 17 番、19 番でございます。17 番、19 番の意見は、価格競争でありながら、年間修繕費用の確保をあらかじめ国が指定することは見直すべきということで、同じく 16 ページの少し上に戻りますが、「施設・物品等の修繕」の上から 2 番目に「修繕にかかる費用が 1 件あたり 100 万円を超えない場合かつ年間修繕費用 4,000 万円を超えない場合は、運営維持管理の事業者の負担で行っていただく」と書いています。この 4,000 万を、過年度の実績と現在の状況を踏まえた金額ということで、※で書いてあったのですが、それを確保することというふうに明記しました。我々の趣旨としては、滝野と東京臨海の御審議の際に、修繕費の国と事業者の責任分担の明確化という観点から、負担の上限額と根拠を示すということで、今回同じように対応したつもりだったのですが、やや誤解を招く表現になっていたというところもありまして、表現としては、※のところですが、「年間維持修繕費(4,000 万円)は、平成 22 年度の実績と現在の状況を踏まえた額であり、本業務において事業者によるこれと同程度の修繕を見込んでいる」ということで、基本的には、これを同等とほぼ見込んでおりますが、確保という形で、必ずという形には書かないようにしたというところでございます。

続きまして、意見の 3/6 ページをお願いいたします。20 番でございます。広報宣伝の費用の考え方について具体的に説明が必要ではないかと。これは、要項の 17 ページをお願いしたいのですが、前回の審議のときに、(7)「広報・行催事の経費について」「社会通念上理解の得られる範囲内での必要な経費に限るものとする」と明記して、この一定の方針のもと、事業者の裁量のもとで対応いただくという趣旨で御説明しましたが、今回、回答においては、改めてその趣旨を説明したいと思っております。

なお、ほかの公園で、この関連で意見が出ております。要項の 9 ページをお願いいたします。「サービスの質の設定」の表の※5でございます。包括的な質として、マスコミの報道件数などを質としておりまして、その考え方として書いてあったのが、有料広告、掲載、紙面買取等については、委託費の充当はできないが、自主財源によるものはカウントできると書いてあったところ、ここに対して関連して意見があって、ここまでこれを制限するのはいかなるものかという御意見がありました。我々としても、趣旨がちょっと違った表現になってしまった感もあったので、修正として、「委託費による有料広告についてはカウントできない」。これは、いわゆる国費の適正使用ということで、有料広告についてどこまで認めるかはなかなか難しいのですが、委託費による有料広告は行っていただいてもいいのですが、基本的には、質としてはカウントせず、裁量の中でやっただく分には構わないということで修正をしております。ほかの公園で、このような趣旨の意見が出ましたので、あわせて、回答欄でこのように回答をさせていただいております。

それから、続きまして、3/6 ページの 21 番～23 番。こちらは、業務期間を 3 年から 5 年にできないかという趣旨でございます。18 ページに業務実施期間が、24 年 4 月 1 日～27 年 3 月 31 日までと書いております。こちらについては、回答（案）を読ませていただきますが、「国営公園運営維持管理業務については、2 公園（滝野・東京臨海）において、平成 22 年度から 3 か年の業務として、初めて総合評価方式一般競争入札を先行的に導入したところ。現在 2 年目の業務を実施し、業務の成果を検証しているところであり、業務の適正な期間について引き続き確認しているところから、今回も 3 年間の業務として実施することとしています。」と、今回も 3 年でやりたい旨説明をしているところでございます。

続きまして、27 番の御意見でございます。収益施設の業務実績について明確にしてほしいと。この意見は、要項の 21 ページをお願いいたします。これは、企業の業務実績の表でございますが、ちょうど中段に、実績として、都市公園、レクリエーション施設などで、収益施設の運営業務の実績を 1 件以上有すると書いております。（本実施要項 1.2.3 参照）と記述があり、ここでは、売店、レストラン、駐車場などと書いているのですが、これをすべて実績がないといけないのかという質問がございました。ここは趣旨としては、どれかいずれか 1 種類でもオーケーということで、趣旨を明確化のために、括弧書きで（収益施設のうち、いずれか 1 種類以上の運営を行った実績）ということで、どれか実績があれば良い旨、明確化をさせていただきました。

それから、意見の 28 番でございます。収益施設の運営業務の総括運営責任者を、運営維持管理業務の総括責任者が兼務できるように統一とあります。これはどういうことかといいますと、要項の 24 ページをお願いいたします。「実施体制」という四角囲みの下から 2 つ目に、「総括責任者は

各業務の業務責任者を兼務できる。」業務責任者も同様でございます。その注として、※1とありまして。「総括責任者」の後段ですが、「ただし、収益施設等運営業務への委託費の支出は認めない。」ということで、これは、前回の業務もそうですが、委託費を収益施設に充ててはいけないということで明確化していることで、ここに明確に書いてあるのですが、一方で、事業者の裁量の中で、効率的に業務を行いたいということで、兼務を行う場合がございます。その場合には、2行目に書いていますが、収益施設等運営業務責任者と兼務する場合、収益施設等運営業務とそれ以外の業務との従事割合を明確に区分しておいて、後で、これだけ働いたということで精算するというように書かせていただいています。こういうふうにしたのですが、実は、個別仕様書の収益施設の仕様書で、兼務禁止と書いておりまして、これは修正漏れでございまして、そちらをこの表記に合わせて、兼務可能ということで、個別仕様書の修正を行ったという趣旨でございます。

それから、3/6 ページの 29 番、30 番の意見でございます。「実施体制として業務実施期間中の配置条件を見直すべき」ということで、同じく要項の 24 ページでございます。「実施体制」の一番下の「・」でございまして、こちらは、趣旨としては、総括責任者が全部で①～⑤の総括責任者を配置せよと書いてあって、常時2名配置すればいいという趣旨で書いたのですが、それがわかりにくいという意見がございまして。修正として、「上記①～⑤の業務責任者のうち、少なくとも2名以上が勤務する体制すること」という修正をしているところでございます。

それでは、意見の 4/6 ページをお願いいたします。38 番。これは別紙の意見でございまして、一般管理費の定義を示すべきということで、別紙の「別紙・別添の修正箇所【抜粋】」という資料の、下に「別紙 27」と書いてあるページをお開きください。これは委託費の支払の積算体系でございますが、一般管理費の内容が何も書いてございませんでした。「一般管理費は何ですか」という質問でございましたので、記載漏れのあった「一般管理費等」の「等」を入れた上で、「一般管理費等」として、下にありますとおり、本社人件費、本社旅費、本社庁費、付加利益などが一般管理費等に当たる旨、明記をさせていただいているところでございます。

それから、4/6 ページの 40 番。これは別紙ですが、「個別仕様書において定められている膨大な提出書類について、効率化の観点から絞ってほしい」ということで、どういうことかといいますと、1枚めくっていただきますと、これは個別仕様書の例ですが、「別紙 84」と書いております。第 46 条で「作成書類」の記述を消しておりますが、実は、共通仕様書の中で、必要な書類として同じものが書いてあるのですが、この個別仕様書でまた出てきて、かなり書類をつくらされる印象を持たれるおそれがあり、何回も同じ書類の名前が記述されていることを指摘されているのではないかとということで、1回出てきた書類の名前は、ここの例にもあるとおり消していきますということで、ここに記載をしているところでございます。こうすることで提出書類がかなり明確化されたのではないかなと考えているところでございます。

それから、意見の 5/6 ページをお願いいたします。番号が 42 番でございます。これも別紙の意見ですが、「個別仕様書における委託者側の調査職員（事務所職員）と受託者側の業務責任者の役割分担をはっきりしてほしい」ということで、これはどういうことかといいますと、また、1枚抜粋版をめくっていただくと、これは植物管理の個別仕様書の例でございますが、「別紙 99」となっ

ております。例えば、一番下の「高木雑工」でございますが、2番目に「高木巡回工にて、植木手入れその他調査職員等の指示による管理作業を行う」ということで、事務所職員の指示によらないとできないというふうに書いてあったのですが、これはいかがなものかという指摘があつて、確かに、これは、実は我々の方の精査のし忘れということ、あくまで業務責任者の判断で裁量の中でやっていただくということを明確化する旨の修正を個別修正書の中で一連ですつとやっているところでございます。

それから、6/6ページをお願いいたします。52番、53番、54番でございます。意見は、2番目の53番ですが、「総括責任者及び業務責任者を変更する場合の条件を緩和すべき」とあります。これは様式1-5でございまして、A4横で「別紙531」となっているものをお開きいただくと助かります。先ほどの高木植栽の調査職員から2枚めくっていただくと、様式があります。この中で、業務実施体制を書かせる際に、注意書きとして、※で総括責任者は専任とすると書いていまして、「なお、病気・死亡等の極めて特別な事情の場合でやむを得ない場合は除く云々」と書いてありますが、我々としては、あくまで例示として示したつもりですので、表現を少し変えました。「なお、病気・死亡等の事情によりやむを得ず総括責任者又は総括責任者以外の業務責任者を変更する場合は、上記基準を満たして、同等の者を配置して、あらかじめ関東地方整備局の承諾を得るものとする」とし、同等の人を選んで承諾を得ることが必要であり、例示としては「病気・死亡等」を示しておりますが、その辺は個別の事情によるということを変えさせていただきました。このような意見が割と出ていましたので、これを要項にも加筆をいたしております。

以上が、武蔵の意見に対応で、冒頭申し上げましたが、全公園共通事項として、これを全公園同じように対応、あるいは回答として対応をさせていただいています。その他、確認のための質問等がございましたが、それも個別に対応をしているところでございます。

以上でございます。御審議をよろしく申し上げます。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問・御意見をお願いいたします。

○加藤専門委員 内容の確認だけですけれども、1点です。資料C-3の3/6ページの25番です。この内容が、ちょっと私意味がよくわからなかったのですが、この回答（案）の意味をもうちょっと詳しく説明していただきますと助かります。

○辻野課長補佐 はい、わかりました。

ここで御意見を述べておられる方は、要項21ページの「業務実績」の欄の①番で、上から4つ目に「下記の1)～2)のいずれかを対象とした業務全体の計画立案及びマネジメント業務の実績を1件以上有すること」と書いております。

御意見としては、技術士を持っている人の法人であることを記載してほしい。理由としては、これだけ重要な業務、かつかなり広大な公園の管理業務ですので、それなりの社会的地位というか、それなりの資格を持った者がいる会社とすべきではないかという趣旨の御意見でございました。

回答は、我々としては、技術士の資格を有している者がいる代表企業でなければ本業務を実施することが不適當であるとまでは考えておりませんで、ある程度実績を有していれば、それはできる

だろうと。逆に言うと、この市場化テストの趣旨から見て、要項に記載のある実績を持っている者であればいいのではないかということで、我々としては、意見の反映は特にしておりません。ただ、技術士の資格を持っている場合には、23 ページ、24 ページに、これは配置予定技術者の資格でございますが、技術士の資格を有している場合には、業務経験年数の要件を緩和していますので、通常であれば2年以上という実績が要るのですが、技術士であれば、経験があれば構いませんということで、多少の緩和をしているところでございます。

以上です。

○加藤専門委員 はい、わかりました。

○逢見副主査 パブコメに対する修正は、おおむねクリアにするという内容と、一部ちょっと整合性がとれなかったところを直したというのがあると思いますので、修正については、特に私の方からは意見はありません。

○小林副主査 私から、最初のパブコメの方のインセンティブが効かないというのがありました。この記載ぶりですね。13 ページの c) の記載ぶりですけれども、「各年度の委託費の確定額は、業務に要した経費の実費額と各年度の委託費の支払の限度額のいずれか低い額とする」という記載ぶりですね。これではインセンティブが働かないというのは、民間事業者の率直な感じだと思うのですね。つまり、実費額と書いてあるので、これは、民間事業者にしてみれば、本当にその業務に要したコストそのものという意味にとらえていると思うのですね。そうすると、ここの業務に参入する意欲、動機づけは全くなくなってしまうのです。つまり、委託費については、そのかかったコストだけしか払われない。だから、入札でコストダウンをして、それで入ってきた委託費の入札額で、そこで競争をしているわけだから、さらに、それを引き下げる、実費ということで引き下げられてしまったら、入るメリットが全然ないと思うのではないかと思います。これは、この官民競争の入札監理委員会でもいろいろ議論したところですが、業務に要した経費は、これは報告させるのでしたか。これは、実施要項中に報告の義務があるのですか。

○事務局 ございます。

○小林副主査 評価のときに出てきますね。

○事務局 はい。

○小林副主査 出てくるときに、例えば、何か業務の計画と違って、人員が足りなくなってしまうと、統計業務などの場合に、ちょっと上の研究員がやらなければいけなかったときに、人件費が高くなってしまいますので、業務に要した実施経費が高くなってしまいましたという報告が来ますね。でも、会計的言うと、それは実費ではないと思うのです。だから、この書きぶりが何とかならないのですかね。御説明はわかるのですよ。勿論、会計検査もありますから、使った経費についてということで、その分で実費だということだけど、この「実費」という書き方が、民間事業者にとっては、本当にかかったコストみたいに思われるから、こういうパブコメが出ているのだと思うのですね。何か工夫がないですかね。

○辻野課長補佐 今の御意見は、前回の滝野・有明でも、同趣旨でございました。前回も前小林課長からもお答えさせていただきましたが、我々としても、インセンティブをどう付与するかは課題

であり、全く無視しているわけではないのですが、業務の特性上、行政事務委任的なところもあるので、今の現時点では、こういった形で業務の確認及び経費の確認をするということだけでさせていただけないかと考えております。ただ、説明を省略してしまったのですが、今回、収益施設の運営を付与しております。うまく言えませんが、お客さんが増えれば、収益施設の方の利用も増える。ということは、そちらで収益が増えて利益が上がる可能性があります。入札のときに、それを見込んで落札差額を生じる可能性があることを、我々としては少し期待しております。つまり、この委託業務だけではなくて、収益施設をセットで事業者を実施していただいて、収益施設で利益を上げてもらうことをインセンティブの一つとして考えております。このことは、市場化テストを国営公園に導入する際に、最初からそのような趣旨で説明をして、何とかその方向でということ御説明をしてきた経緯がございます。

○小林副主査 書きぶりが何とかならないですかね。これをそのまま読むと、やっぱり民間事業者にとってはインセンティブないという感じになってしまうと思うのですけれども。

○辻野課長補佐 今「実費」と書いてあるのですが、似たようなニュアンスかもしれませんが、契約上は、ここは経費の実支出額と契約限度額のいずれか低い額で確定するとなっており、契約上は「実支出額」というふうにさせていただく予定ですので、ここは「実支出額」とした方がいいのかもしれない。そのようにさせていただけないでしょうか。

○小林副主査 そちらの方がニュアンスとしてはいいと思います。

○事務局 わかりました。その方向で修正いたします。

○小林副主査 ほかにいかがでしょうか。

○加藤専門委員 場所をどこに書いてあったか、今探しているのですが、確か利用者数の確保と増加で、わかりづらい表現になっているというコメントがあったかと思います。1つの条項を削除されているというところですね。本来のお考えの趣旨を反映すべく、もうちょっと別の詳細な説明みたいなものが考えられないかなと、先ほど御説明を伺っていて感じました。そこはいろいろな御意見が出されて、結果、こういうふうにしたということだとは思いますが、そのお考えに至ったその経緯などを説明していただければと思います。

○辻野課長補佐 要項の11ページを見ていただけますでしょうか。11ページで(1)で「企画提案」で、項目が①から当初⑫まで並んでおります。企画提案を求める内容は以下、12項目で、冒頭、公園利用者数の確保に関する提案と公園利用者数の増加に関する提案で並んで提案を求める予定でございました。詳細な評価項目は、32ページを開いていただきたいのですが、評価項目として、1)利用者数の確保は、「年間及び四半期ごとの利用者数において目標とする公園利用者数を設定の上、その確保に向けた具体性、実現性云々」ということで書いております。目標値と具体的妥当性とか、その辺を評価します。今は削除していますが、2)は、「目標とする年間公園利用者数の対前年比を設定の上、公園利用者数を増加させるための方法について、具体性云々」と書いておりました。

片方は確保、つまり、マストとして100～200万人をどう呼ぶかということで、我々としては、安定的にお客さんに来ていただきたいので、順調にどう増やしていくか。継続的にお客さんに来て

いただくためにはどうするかという趣旨で書いていただこうかなと思っていたのですが、これを見た皆様は、いや、それは別に①番でも全部書けるのではないかという趣旨の御意見があり、別の意見の中では、これは作業手間であるという意見もあったので、作業の効率化を事業者の皆様にご負担いただく観点から、これは①番で我々の聞きたいことは聞けるだろうということで、②番を落とさせていただいた次第でございます。

○加藤専門委員 おっしゃることはよく理解しました。

ただ、要項（案）の11ページの1.3.3の(1)です。①番の「公園利用者数の確保」という言葉にちょっと違和感を感じまして。「利用者数の確保」というよりも、むしろ、同じ資料の32ページに書いてある6番の1行目の途中から「目標とする公園利用者数を設定の上、その公園利用者数確保」と、いわゆる目標利用者数の確保と、こういうことですね。当たり前のことを申し上げているのですけれども、目標利用者数の確保及び対前年を比較した場合の増加ということを、11ページに書けばいいのかなというふうに私は考えたのですけれども。パブコメの方がおっしゃっている趣旨もわかりますけれども、よりそれを明確にするためにということの提案です。

○辻野課長補佐 わかりました。

では、ちょっと事務局の方と相談をいたします。

○小林副主査 今、加藤専門委員が御指摘になったところはそのとおりだと思うのですけれども、これは、説明会のときに説明するという対応では足りないですかね。やっぱり直した方がいいですかね。どうですか。

○事務局 検討をさせていただければと思います。

○小林副主査 ほかによろしいですか。

それでは、今の点ですね。利用者数の確保という点と、先ほどの実費額を、ちょっと悩ましいのですけれども、実支出額。そこをちょっと事務局と確認していただいて、その点、修正がありましたら、それを各委員にフィードバックしていただいた方がいいですね。確認のため、事務局お願いいたします。

○事務局 それでは、今の2件につきましては、国交省側と調整いたしまして、御報告させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○小林副主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、今、若干の修正の検討が入りましたけれども、本日をもって小委員会での審議をおおむね終了したものとして、改めて小委員会を開催することはせず、今の修正箇所については、委員の方へ、修正次第連絡していただくようにしたいと思います。その上で、実施要項（案）の取扱い、監理委員会への報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○逢見副主査 はい。

○加藤専門委員 はい。

○小林副主査 それでは、そのような手続で、何か内容等に疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせして、適宜意見交換をしていただくようにさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員の先生方で、質問漏れとか確認漏れがありましたら、事務局にお寄せいただきまして、事務局で整理をしていただいて、また、その結果を送付していただきたいと思います。

国土交通省におかれましては、今、2点ございましたけれども、事務局と検討していただきまして、その上で、本実施要項（案）に沿って適切に事業を実施していただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。本日は、ありがとうございました。

（国土交通省退室、内閣府入室）

○小林副主査 それでは、続きまして、「消費動向調査」の実施状況及び事業の評価（案）の審議を行いたいと思います。

本事業につきましては、平成22年4月から平成23年3月までの1年間の契約期間として、民間競争入札により事業を実施したところですが、まず、事業の実施状況について、内閣府経済社会総合研究所景気統計部増島部長より御説明をお願いしたいと思います。

なお、御説明は10分程度でお願いいたします。

○増島部長 増島でございます。よろしくお願ひいたします。

お手元の資料4を使いまして、「消費動向調査」平成22年度調査分の実施状況について御説明を申し上げます。

「消費動向調査」については、御案内のとおりかと思いますが、一般統計でございまして、今後の暮らし向きの見通しとか、物価の見通しなどについて、消費者の意識を把握するとともに、旅行、各種サービス等への支出予定、それから、耐久消費財等の保有状況等を把握するといった調査を行っております。景気動向判断の基礎資料とすることを目的としたものでございます。

調査対象は、全国の世帯の約4,780万世帯のうち、調査客体は6,720世帯で、月次で、訪問留置調査で実施をしております。

資料の1、「事業の概要」でございまして、本調査は、公共サービス改革法に基づく民間競争入札で行うのは、今回御報告する平成22年度の調査分が初年度になっています。

1. の「事業内容」ですが、「消費動向調査」におけます、調査員の確保・指導から、統計表の作成に至る一連の実査の準備、それから、実査、審査、集計、そういった統計業務を委託しております。

「契約期間」は、平成22年4月から平成23年3月までの1年間。

受託者は、社団法人新情報センターでございます。

大きく分けて、評価のポイントとしては、1ページのⅡ. 確保すべき質と、3ページⅢの実施経費、この2つの観点から評価しております。最後に、4ページの最後のところからですが、Ⅳ. 「事業の実施状況」ということで、最後に簡単に御報告したいと思います。

まず、最初の観点ですが、1ページのⅡ. 「確保すべき質の達成状況及び評価」ですが、ここは2点ございまして。1つが「業務の適正かつ確実な履行」、2つ目のポイントが、3ページにあります回収率です。

1つ目のポイント「業務の適切かつ確実な履行」ですが、質の確保がなされていることを確認するために、受託事業者から、そこにあります①～⑩の10点の資料について、定期的に報告

を求めています。報告内容は多岐にわたるのですけれども、主要な点ということで、今回そこにまとめておきますのは、(1)(2)(3)でございます。その3点について御説明させていただきます。

2ページの(1)ですが、「調査世帯等からの問い合わせ等への対応」で、受託事業者の方で、調査対象世帯からの照会事項に対応しますフリーダイヤルを設置いたしまして、調査対象世帯が問い合わせをしやすい環境をつくっています。そこでは、研修を受けた専任のオペレーター2名置きまして、対応マニュアルを作成して対応しているということでございます。年度を通じて、合計で137件の問い合わせに対応しています。

報告事項の2番目のポイントですけれども、「調査状況の監査」でございまして。これは、不適當な調査票の提出がなかったかどうかをチェックするために、調査員の調査方法の妥当性等の確認をしています。具体的には、電話によりまして、全世帯の15%程度を毎月電話によりヒアリングをしまして、確認をしています。その際に、対象世帯から意見があった場合には、調査員に対して速やかにフィードバックをするという体制を整えております。

3ページの3番目のポイントですけれども、「調査票の審査・疑義照会」ですが、調査票につきましては、調査員が回収したときに、まず内容審査を行いました。それから、本社に集めてきたときに、もう一度内容審査をするということで、ダブルチェックをする体制になっています。そこで記入漏れ等の点検を行いました。疑義が生じた場合には、調査員や世帯に確認をとって、必要に応じて訂正をするということでございまして、実績としては、記入漏れ、記入誤り、合計で192件の対応をしています。

次に、確保すべき質の2つ目の評価のポイントとして、回収率がございしますが、目標回収率は70%で設定をしています。毎月の回収率は、その表にあるとおりですが、平均しますと、75%弱です。3月は、東日本大震災の影響で、東北及び茨城県においては回収が難しい状況になっておりましたが、それでも73%を維持しているというような状況です。

ということで、確保すべき質の達成状況及び評価ということで言いますと、回収率については、目標回収率を上回っておりますし、業務の質の確保を確認するための定期的な報告も適切に行われているということで、業務の適正かつ確実な履行の方も十分な対応がとられたというふうに評価をしています。

次に、評価の2番目の観点ですが、実施経費についてご覧いただきたいと思えます。4ページに表がございします。見積経費は1億7,600万円強ということで、実施にかかった経費は1億7,800万円弱で、差引180万円程度の超過になっています。内訳をご覧いただくと、人件費が見積を上回っております。これは、具体的には調査員への説明会の実施回数が見込みよりも増えたとか、それから、調査状況の監査に要する作業人員が当初見込みよりも増えたといった、調査の質を改善するための不可欠な増加だったと認識をしております。

他方、旅費、事務費、それから、その他経費につきましては削減されておりました。旅費で言いますと、調査地点に近い調査員の方に切り換えるといったことにより経費の削減をしております。また、事務費についても、印刷費などを、まとめて発注するといった工夫をして、削減をしているということでございます。全体として、実施経費についての評価としましては、人件費の増加につ

いては、調査員への指導徹底、それから、調査状況の監査といった統計制度維持の観点から不可欠な増加であったと考えております。他方、その他の経費については、削減に努めているということで、評価できるのではないかと考えています。

最後に、事業の実施状況ですが、ここは、全体として定められた契約に基づいて、効率的かつ適切に実施されていると考えておりますが、詳細省かせていただきますけれども、5ページ、1のところは実施体制が整理されておまして、2のところは、「実査準備」ということで、「調査員の確保・指導」「調査関係用品の印刷」、それから、6ページの(3)に「世帯名簿の作成及び調査世帯の選定」といったことが記されております。

それから、3の「実査」「調査の依頼及び調査票の配布」「調査票の回収、礼状及び謝礼の配布」「調査票の検査、照会対応等」も、適切に行われております。「審査」「集計」についても同じです。

若干補足しますと、例えば5ページの2番ですね。「実査準備」の調査員の指導のところは、事業者が調査マニュアルを作成して、丁寧に研修を行っている。かつ、調査マニュアルに基づいて調査を行うように、調査員に指導をしているといったところで創意工夫が見られている。また、「集計」のところも、異常値の有無などの審査項目を独自にまとめたチェックシートなどを作りまして、創意工夫が見られていると考えております。

私の方からは、以上でございます。

○小林副主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について、内閣府公共サービス改革推進室より説明をお願いします。説明は、5分程度でお願いいたします。

○公共サービス改革推進室 内閣府の評価ですが、資料のDをご覧くださいと思います。1ページ目に、「事業の概要等」となっております。こちら表組みのところはちょっと省略させていただいて、事業者決定の経緯のところ、一番下のところからお話をさせていただきたいと思います。

今回の入札参加者は4者ございました。そのうち1者は予定価格をオーバーしていたということで、3者の総合評価のうち、最も点数が高かった1者ということで受託者が決定してきたということでございます。

それから、2ページ目に入りまして、23年度の事業についてということで書かせていただいております。今回、22年度の事業ということで、1年間の事業で市場化テストをやっていただきました。23年度事業につきましては、1年間の契約期間ということで、民間競争入札の落札者による事業が既に実施されているというところがございます。今回の評価に当たりましては、この次、24年度以降の業務へ、つながるような評価をさせていただければと思っております。

評価の内容、公共サービスの質でございます。先ほど、実施者からもお話がございました回収率の点について整理をさせていただいております。質の設定としては、70%の回収率ということでございまして、各月おおむね75%ということで、確保されるべき質は達成できたものと考えております。また、御報告にもありました、今年の3月については、震災の影響もあった上で、73%というようなことで御紹介がございましたけれども、逆に、被災の影響があったところを除いて回収率を出してみると75%ということですので、各月とほぼ同様の傾向で回収実績がとられているというこ

とでございます。

それから、3ページに入ってくださいまして、先ほどちょっと御紹介がございましたが、調査対象からの照会の件数です。それから、疑義照会の件数というようなところをちょっと月ごとに整理をさせていただきます。照会件数としては、年間で137件。20年度の実績としては75件ということで、倍に近い実績、こちらもしっかり対応していただいたということです。こちらは毎月調査ですので、かなり短い期間に調査結果をまとめなければいけないという中で、倍の件数をしっかり対応できたということで、評価をさせていただいているということでございます。

「実施経費」ですが、契約金額は1億7,600万円程度になってございます。従来の経費と比較しますと、20年度の経費の86%に相当するということで、内閣府側は約2,800万円の経費の削減とになってございます。4ページの方に、従来経費と契約額と削減額と並べさせていただいております。

「評価のまとめ」でございます。回収率についても、しっかり質は確保された。また、経費についても削減されたということで、24年度以降の事業につきましてですが、調査方法に郵送を導入することが24年度以降に予定されてございます。調査員調査から郵送調査、大きな変更でございますので、郵送調査への円滑な移行といったことを是非行っていただきたい。また、さらに、事業者の工夫を生かした事業を実施していただきたいという観点から、24年度以降の事業を、今契約期間1年で行っていただいておりますが、こちらを複数年ということで期間の延長を御検討いただきたい。今回御報告いただきました実施状況の内容を、次の実施要項にしっかり十分開示を行っていただき、引き続き民間競争入札を実施していただきたいということでまとめをさせていただいております。

以上でございます。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価（案）につきまして、御質問・御意見をお願いいたします。

○逢見副主査 内閣府の方の「評価のまとめ」で、平成24年度以降については、郵送調査を導入するというので、したがって、23年度は1年間の契約になっているということですが、将来的には、新しい調査方法になったときに、契約期間の延長等が考えられると思うのですが、まずは、円滑な移行になると思うのですが、この円滑な移行について、どのようにお考えでしょうか。

○増島部長 郵送化につきましては、まだ不確定な要素が幾つかあるのですが、今私どもが考えている心づもりということでお話をさせていただきたいと思っております。

まず、おっしゃったとおりで、大きな調査方法の変更ですので、円滑に移行をする必要があるということで、来年度の24年度については、並行調査、つまり、今やっている訪問留置と郵送化を並行して調査し、1年をかけて調査結果の断層がどういうふうなものがあるのか、まず確認をして、過去の訪問留置調査と接続して使えるような系列にしていく必要があるだろうと考えています。

それから、ほかにもいろいろ解決すべき問題があって、例えば世帯名簿を、今、調査員を使って作っているわけですが、これを完全にランダムに抽出して単に郵送で送りつけただけでは、なかなか回答率も上がりませんし、そこで、調査員を使って最初のサンプリングをしていく必要が

あるかどうかなど、そういったところも詰めていかないといけない。

それから、ほかにも、回収率がどうしても下がってしまいますので、その回収率を上げるための工夫とか、それから、サンプリングの数をどれくらい確保すればいいのかとか、あとは、若年層はどうしても下がってしまいますので、そこら辺をどうすればいいのか。幾つか課題が出てくると思いますが、そこら辺を郵送化と現行の訪問留置と並行調査しながら解決して、25年度からは郵送化に完全移行できるような、そういったスケジュールでとりあえずは検討を進めているという状況でございます。

○小林副主査 ほかにいかがでしょうか。

○廣松専門委員 資料Dで、調査世帯からの照会件数のところで、平成20年度の倍に近い137件に関して対応したとあります。それは評価できると思いますが、ちょっと質問ですが、そこに「調査拒否・苦情等」がありますね。これは単純に足して23になるようですが、この調査のやり方として、もし拒否された場合には、代替標本は選んでいるんですか。

○増島部長 代替標本を選んでおります。

○廣松専門委員 では、ここは、勿論苦情等も入っているようですが、23のうち、拒否世帯に関しては代替標本を選んで、調査を継続しているということによろしいですか。

○増島部長 おっしゃるとおりです。

○廣松専門委員 わかりました。

それも合わせて、回収率が2ページにあるような結果になっていると読めばいいのですか。

○増島部長 はい、そのとおりでございます。

○廣松専門委員 はい、わかりました。

○小林副主査 ほかにいかがでしょうか。

○加藤専門委員 「調査状況の監査」ということで説明がございましたが、資料4の2ページです。これは、下から5～6行目で、③番「調査員の対応への印象等」、④番「謝礼品提供有無についてのヒアリング」で、こういうこともあったと。監査を行った結果、マイナス印象をその調査対象者に与えてしまったというようなこともあったかのように見受けられますが、それは、先ほど、郵送化に向けてということの一つの検討材料になるのかなと考えられますが、実際には、どの程度割合はあったのでしょうか。ごくわずかだったのか、あるいは、全体の1割とか2割とか結構あったのかと。その辺はどうでしょうか。具体的には、2ページの一番下のところです。予定日を変更してほしいとか、約束の時間より遅れて訪問があったとか、そういったマイナス印象を与えてしまうよう、そういうものはどのくらいあったのでしょうか。そういうことです。

○増島部長 具体的には、ちょっと数がわからないですが、事例は何件かあるようですが、申しわけございません、全体としてどれぐらいの数があるかというのは承知しておりません。

○加藤専門委員 その際には、受託事業者がその該当する調査員に連絡・注意を行って、改善措置を図ることも記載されておりますので、これは順当に行われたのかなという印象を持っていますが、大勢に影響を与えるほどそんなに大きな件数割合ではないという理解でよろしいですか。

○増島部長 私どもとしては、そういうふうに理解しております。

○加藤専門委員 はい、わかりました。

○小林副主査 それでは、「消費動向調査」の事業の評価（案）等についての審議は、これまでとさせていただきますと思います。

事務局から、何か確認すべきことはありますか。

○公共サービス改革推進室 特にございませぬ。

○小林副主査 それでは、内閣府公共サービス改革推進室におかれましては、本日の審議を踏まえて、本評価（案）につきまして、内閣府とさらに協議を行っていただき、その結果を当小委員会までに御報告いただくようお願いいたします。

また、委員の先生方におかれましては、本件に関する監理委員会への報告等については、私に一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○廣松専門委員 はい。

○加藤専門委員 はい。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、本件に関しましては、このような方向で行きたいと思います。

本日は、ありがとうございました。